過疎地域持続的発展法第42条の規定により過疎地域とみなされる市町村、離島振興法第２条第２項に基づき公示された離島をその区域の全部とする市町村、沖縄県内の市町村、奄美群島振興開発特別措置法第１条に規定する奄美群島をその区域の全部又は一部とする市町村、小笠原諸島振興開発特別措置法第４条第１項に規定する小笠原諸島をその区域の全部又は一部とする市町村、山村振興法第７条に基づき指定された振興山村をその区域の全部とする市町村及び半島振興法第２条に基づき指定された半島地域をその区域の全部とする市町村にあつては1.200とし、それ以外の市町村にあつては1.000とする。

α^2　過疎地域持続的発展法第３条の規定によりその地域の一部が過疎地域とみなされる市町村、離島振興法第２条第２項に基づき公示された離島をその区域の一部とする市町村、山村振興法第７条に基づき指定された振興山村をその区域の一部とする市町村及び半島振興法第２条に基づき指定された半島地域をその区域の一部とする市町村にあつては1.100とし、それ以外の市町村にあつては1.000とする。

α^3　令和３年３月31日において旧過疎地域自立促進特別措置法第２条第１項に基づく過疎地域の市町村及び同法第33条第１項の規定により過疎地域とみなされる市町村にあつては1.200とし、同法第33条第２項の規定によりその地域の一部が過疎地域とみなされる市町村にあつては1.100とする。

６　前二項の規定を適用する場合における測定単位の数値に係る補正係数は、第四項において算出した段階補正係数及び前項において算出した経常態容補正係数を連乗した率による。

７　新市町村の測定単位の数値の合併関係市町村ごとの分別又は按分は、第四十九条第二項第一号の規定により分別又は按分するものとする。

８　新市町村の段階補正及び経常態容補正の算定における合併関係市町村の段階補正係数及び経常態容補正係数の算定に用いる数値については、新市町村（ただし、二回以上合併を行つた場合においては、直近の合併に係る当該新市町村）の数値を用いる。

９　第四十九条第一項の規定の適用については、同項中「額の合算額」とあるのは、「額より附則第十九条の十四の四第七項の規定によつて分別又は按分した測定単位の数値を同条第四項及び第五項の規定により補正したものに当該測定単位ごとの単位費用を乗じて得た額ごとの合算額」とする。

（令和三年度における基準財政需要額の算定方法の特例）

第十九条の十六　各道府県の法附則第六条の二第一項第一号に掲げる額は、当該道府県の控除前財源不足額（同条の規定の適用がないものとした場合における法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額が法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額（当該額が零を

（令和二年度における基準財政需要額の算定方法の特例）

第十九条の十六　各道府県の法附則第六条第一項第一号に掲げる額は、当該道府県の控除前財源不足額（法附則第六条の規定の適用がないものとした場合における法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額が法第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額を超える額（当該額が